

令和3年3月27日原案可決

議案第6号

倉浜衛生施設組合議会

議長 小 谷 良 博



倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の
一部を改正する条例

倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり提出する。

令和3年3月27日

倉浜衛生施設組合
管理者 桑江朝千夫

(提案理由)

倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料について、廃棄物処理原価と大きく乖離しているため、処理手数料を改める必要があり、この案を提出する。

原本の写に相違ないことを証明する

令和3年3月27日

倉浜衛生施設組合

管理者 桑江朝千夫



倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を改正する条例

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

区分	ごみ処理手数料
可燃ごみ	組合構成市町から 許可を受けた者が搬入
不燃ごみ	10キログラムにつき100円

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。